

茨城県不妊治療費助成事業のご案内（保険適用への経過措置分）

この掲載内容は基本情報のため、申請手続などの詳細については、お住まいの住所を管轄する保健所へ必ずご相談ください。

■対象となる治療

体外受精又は顕微授精（これらの治療の過程で行う精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）も含む）

治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した治療が対象となります。
ただし、Cの治療ステージの場合は、移植準備のための「薬品投与」の開始が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植である場合には、対象とします。

上の太枠内の治療で、令和5年3月31日までに一連の治療が終了しなかった場合、令和5年3月31日までにを行った治療費分が、助成対象です。

- ※各都道府県・指定都市・中核市が指定した医療機関において実施した保険適用外の治療が対象です。（茨城県内の指定医療機関は裏面参照）
- ※卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合は、助成の対象になりません。
- ※採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでも助成の対象になります。
- ※「治療が終了した日」とは、妊娠判定日または医師の判断により治療を終了した日（医師が受診等証明書に記載した治療期間の末日）となります。

■対象者 次の全ての要件に該当している方が対象です。

- (1) 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
- (2) 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること
- (3) 夫婦のいずれか一方が茨城県内（中核市を除く）に住所を有すること

■令和4年度中に終了した治療で、助成を受けられる回数は1回限りです。

ただし、これまで助成を受けた回数が、以下に規定された通算回数を超えている場合は、助成対象外です。

■助成を受けられる通算回数

初回申請の治療開始日における妻の年齢が	39歳までの方………通算6回まで
	40歳～42歳の方…通算3回まで

- ※助成を受けた後（他の自治体での助成も含む）、出産した場合と死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。（出産等の後の申請が初回となります。また流産はリセットの対象になりません。）
- ※助成回数は、他の都道府県・指定都市・中核市で受けた助成も通算されます。

■助成限度額 1回の治療につき、以下の金額を限度に助成します。

①治療ステージA・B・D・E	30万円
②治療ステージC・F	10万円
③体外受精又は顕微授精の治療の一環として男性不妊治療（精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術）を行った場合（治療ステージCを除く）	①又は②に追加で30万円

※「1回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいう。さらに、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなします。

<体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲> の部分が助成対象となる治療です。どのステージに該当するかは主治医にご確認ください。

治療内容	採卵まで				採精（夫）	胚移植					助成対象範囲		
	（自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（点滴薬）	薬品投与（注射）	採卵		新鮮胚移植		凍結胚移植					
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与（自然周期で行う場合もあり）	胚移植		黄体期補充療法	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施													
B 凍結胚移植を実施*													
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E 受精できずまたは、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													

- *B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
- *採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象とします。

■申請手続



※申請前に必ず保健所へご相談下さい。

申請期限

令和5年6月30日(金)（それ以降は受付できません。）

- ※郵送の場合は、6月30日消印有効となります。
- ※事前に住所を管轄する保健所にご相談のうえ、できるだけ早めの申請をお願いいたします。

■申請に必要な書類等 ※要件が確認出来ない場合は、下記以外の書類が必要になる場合があります。

1	茨城県不妊治療費補助金交付申請書(様式第1号)(申請者・配偶者が記入してください)
2	茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2-1号)又は茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書(男性不妊治療用)(様式第2-2号)(指定医療機関が作成)を提出ください。
3	治療費の領収書・明細書(受診等証明書に記載された治療期間内の保険外診療分すべて) ・必ず領収書の原本をお持ちください。(原本の返却ご希望の方は、必ず原本のコピーを併せてお持ちください。) ・領収書で金額の明細が確認できない場合は、医療機関発行の明細書も添付してください。 ・受精胚等の管理料(保管料)、入院室料、食事代、文書料、時間外加算は助成対象外です。 ・指定医療機関が他院に依頼して行った治療・投薬があった場合は、その領収書や明細書も添付してください。
4	世帯全員の住民票(発行から3ヶ月以内で、「続柄」、「戸籍筆頭者」を記載し、マイナンバーの記載のないもの) ・年度内に2回目以降の申請で、前回の申請から変更がない場合は、提出を省略することができます。(事実婚の方は省略できません。)
5	戸籍謄本(発行から3ヶ月以内のもの)(※治療開始日にご夫婦の婚姻関係があったことを確認するために必要) ・2回目以降の申請で住民票により法律婚が確認できる方は省略できます(事実婚の方、助成回数リセット希望の場合は除く)
6	茨城県不妊治療費補助金交付申請に係る同意書(別紙1)(該当者のみ(平成16年度以降に県内に転入してきた方等))
7	二人の事実婚関係に関する申立書(別紙3) 事実婚に該当する場合のみ

※新型コロナウイルス特例措置に該当する方は、課税証明書が必要になります。詳細は保健所にご確認ください。

<書類の取得方法> 1、2、6、7の用紙は保健所又は県のホームページ 4、5・・・お住まいの市町村

■茨城県内指定医療機関一覧

令和3年12月1日現在、所在地行政順

	医療機関名	電話番号	所在地	A	B	C
1	石渡産婦人科病院	029-221-2553	水戸市上水戸1-4-21	●	●	
2	おおぬきARTクリニック水戸	029-231-1124	水戸市三の丸3-11-1	●	●	
3	中央泌尿器科クリニック	029-232-0405	水戸市青柳町4052-6			●
4	福地レディースクリニック	0294-27-7521	日立市鹿島町2-17-4	●	●	
5	いがらしクリニック	0297-62-0936	龍ヶ崎市4659-3	●	●	
6	根本産婦人科医院	0296-77-0431	笠間市八雲1-4-21	●	●	
7	筑波大学附属病院	029-853-3900	つくば市天久保2-1-1	●	●	●
8	筑波学園病院産婦人科	029-836-1355	つくば市上横場2573-1	●	●	●
9	つくばARTクリニック	029-863-6111	つくば市竹園1-6-1つくば三井ビル4階	●	●	
10	つくば木場公園クリニック	029-836-4123	つくば市松野木101-6	●	●	
11	遠藤産婦人科医院	0296-20-1000	筑西市八丁台63	●	●	
12	小埜医院	0299-58-3185	小美玉市田木谷169-3	●	●	

A: 体外受精の実施
B: 顕微授精の実施
C: 男性不妊治療の実施

県外の指定医療機関をお調べになりたい場合は、県ホームページをご覧ください。か、保健所へお問い合わせください。

■留意事項

本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせで行ういわゆる「混合診療」を認めるものではなく、保険診療の対象外となる生殖補助医療(体外受精及び顕微授精に限る。)を受けた場合の自己負担の一部を助成するものです。ただし、先進医療等の保険外併用療養費が支給される場合は、一部、保険診療も実施されていることから、助成対象外となります。

■相談・申請窓口 ※ご夫婦で住所が異なる場合には、代表申請者の住所地を管轄する保健所に申請してください。

保健所名	担当課	電話番号	所在地	管轄市町村
中 央	健康増進課	029-244-2828	水戸市笠原町993-2	笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
ひ ち ち な か	健康増進課	029-212-7272	ひたちなか市新光町95	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
常 陸 大 宮 支 所		0295-52-1157	常陸大宮市姥賀町2978-1	
日 立	健康増進課	0294-22-4192	日立市助川町2-6-15	日立市、高萩市、北茨城市
潮 来	健康増進課	0299-66-2118	潮来市大洲1446-1	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
鉾 田 支 所		0291-33-2158	鉾田市鉾田1367-3	
竜 ヶ 崎	健康増進課	0297-62-2172	龍ヶ崎市2983-1	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
土 浦	健康増進課	029-821-5398	土浦市下高津2-7-46	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つ く ば	健康増進課	029-851-9291	つくば市松代4-27	常総市、つくば市、つくばみらい市
筑 西	健康増進課	0296-24-3914	筑西市二木成615	結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
古 河	健康増進課	0280-32-3062	古河市北町6-22	古河市、坂東市、五霞町、境町

※水戸市在住の方は、水戸市こども部 子育て支援課 母子保健係(電話 029-350-1216)へご相談ください。

■不妊に関する相談窓口(茨城県不妊専門相談センター)

不妊や不育症で悩んでいる方のための専門の相談センターです。不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医・カウンセラー・助産師が、無料で相談をお受けしています。県内2カ所(県央地区・県南地区)で個別面接相談、県央地区でグループミーティング(おしゃべり会)を実施しています。平日夜間や休日に完全予約制で開設していますので、詳細についてはお問い合わせ下さい。

▼相談予約受付・お問い合わせ先 茨城県産婦人科医会 電話 029-241-1130 (月～金曜日 午前9時～午後3時)

■県ホームページをご覧ください! ~いばらき 結婚・子育てポータルサイト~

県ホームページでは、申請書のダウンロードや助成申請に関するよくあるお問い合わせ(Q&A)、市町村独自の助成事業(一部の市町村)、国の制度改正等の情報を掲載しております。

ケータイでアクセス!

QRコードを携帯電話で読み取り簡単アクセス!

